

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和8年2月

ENEOS Power 株式会社

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間及び縦覧時間	2
(5) 縦覧者数等	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	8

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他環境省令で定める事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和7年12月24日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載（別紙1参照）

令和7年12月24日（水）付の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・読売新聞（朝刊 19面 神奈川版）
- ・朝日新聞（朝刊 17面 神奈川版）
- ・毎日新聞（朝刊 15面 神奈川版）
- ・日本経済新聞（朝刊 35面 神奈川版）
- ・神奈川新聞（朝刊 19面 神奈川版）

② 上記の公告に加え以下のお知らせを実施した（別紙2参照）

- ・当社のウェブサイトにて令和7年12月24日（水）から掲載した。

(3) 縦覧場所

自治体庁舎20箇所及び事業者関連施設1箇所の計21箇所で縦覧を実施するとともに、当社のウェブサイトにおいて公表した（別紙2参照）。

① 自治体庁舎

- ・神奈川県環境農政局環境部環境課（横浜市中区日本大通1）
- ・神奈川県かながわ県民センター（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）
- ・神奈川県川崎県民センター（川崎市幸区堀川町580）
- ・神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター（横須賀市日の出町2-9-19）
- ・神奈川県県央地域県政総合センター（厚木市水引2-3-1）
- ・神奈川県湘南地域県政総合センター（平塚市西八幡1-3-150-1）
- ・神奈川県県西地域県政総合センター（小田原市荻窪350-1）
- ・川崎市環境局環境対策部環境評価課（川崎市川崎区宮本町1）
- ・川崎市川崎区役所（川崎市川崎区東田町8）
- ・川崎市川崎区役所大師支所仮庁舎（川崎市川崎区台町26-7）
- ・川崎市川崎区役所田島支所仮庁舎（川崎市川崎区田島町20-23）
- ・川崎市幸区役所（川崎市幸区戸手本町1-11-1）

- ・川崎市幸区役所日吉出張所（川崎市幸区南加瀬 1-7-17）
- ・川崎市中原区役所（川崎市中原区小杉町 3-245）
- ・横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課（横浜市中区本町 6-50-10）
- ・横浜市鶴見区役所（横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1）
- ・横浜市神奈川区役所（横浜市神奈川区広台太田町 3-8）
- ・横浜市西区役所（横浜市西区中央 1-5-10）
- ・横浜市中区役所（横浜市中区日本大通 35）
- ・横浜市港北区役所（横浜市港北区大豆戸町 26-1）

② 事業者関連施設

- ・ENEOS 株式会社川崎事業所（川崎市川崎区扇町 12-1）

③ インターネットの利用による公表

当社のウェブサイトにより、方法書及び要約書を公表した（別紙 2 参照）。

(4) 縦覧期間及び縦覧時間

縦覧期間は、令和 7 年 12 月 24 日（水）～令和 8 年 1 月 29 日（木）までとした。

縦覧時間は、土・日曜日、祝日及び年末年始を除く開庁時間とした。

なお、川崎市川崎区役所及び川崎市幸区役所では、令和 8 年 1 月 10 日（土）及び 1 月 24 日（土）も縦覧した。ENEOS 株式会社川崎事業所は土・日曜日、祝日及び年末年始を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分までとし、当社のウェブサイトにおけるインターネットの利用による公表は、24 時間閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数等

各縦覧場所において、縦覧者名簿に記載された縦覧者数は、合計 1 名であった。

（内訳）

・神奈川県環境農政局環境部環境課	0 名
・神奈川県かながわ県民センター	0 名
・神奈川県川崎県民センター	0 名
・神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	0 名
・神奈川県県央地域県政総合センター	0 名
・神奈川県湘南地域県政総合センター	0 名
・神奈川県県西地域県政総合センター	0 名
・川崎市環境局環境対策部環境評価課	1 名
・川崎市川崎区役所	0 名
・川崎市川崎区役所大師支所仮庁舎	0 名
・川崎市川崎区役所田島支所仮庁舎	0 名
・川崎市幸区役所	0 名
・川崎市幸区役所日吉出張所	0 名
・川崎市中原区役所	0 名
・横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課	0 名
・横浜市鶴見区役所	0 名

- ・横浜市神奈川区役所 0名
- ・横浜市西区役所 0名
- ・横浜市中区役所 0名
- ・横浜市港北区役所 0名
- ・ENEOS 株式会社川崎事業所 0名

方法書及び要約書を公表した ENEOS Power 株式会社のウェブサイトへのアクセス数は 2,299 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

環境影響評価法第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
令和 8 年 1 月 9 日 (金) 18 時 30 分から 19 時 30 分まで	川崎市産業振興会館 (川崎市幸区堀川町 66-20)	19 名
令和 8 年 1 月 14 日 (水) 18 時 30 分から 20 時 00 分まで		25 名
令和 8 年 1 月 22 日 (木) 18 時 30 分から 19 時 40 分まで	横浜市市民文化会館 関内ホール (横浜市中区住吉町 4-42-1)	16 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 7 年 12 月 24 日 (水) から令和 8 年 2 月 12 日 (木) までとした。
なお、郵送の受付は 2 月 12 日 (木) 消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函又は当社への郵送による書面の提出により、受付けた (別紙 3 参照)。

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 3 通 (意見の総数 15 件) であった。

当社のウェブサイトに掲載したお知らせの内容

「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書」の届出・送付及び縦覧・説明会の実施について

ENEOS Power株式会社は、2025年12月23日(火)、電気事業法および環境影響評価法に基づき、「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を経済産業大臣に届出し、神奈川県知事、川崎市長、横浜市長に送付しましたので、お知らせいたします。

今回、届出・送付した方法書は、環境影響評価法に基づき、以下のとおり2025年12月24日(水)より縦覧を行うとともに、説明会を実施いたします。

1.方法書の縦覧

(1)縦覧場所

自治体等	縦覧場所	所在地
神奈川県	神奈川県環境農政局環境部環境課	横浜市中区日本大通1
	かながわ県民センター	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
	川崎県民センター	川崎市幸区堀川町580
	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	横須賀市日の出町2-9-19
	神奈川県県央地域県政総合センター	厚木市水引2-3-1
	神奈川県湘南地域県政総合センター	平塚市西八幡1-3-1
	神奈川県西地域県政総合センター	小田原市萩窪350-1
川崎市	川崎市環境局環境対策部環境評価課	川崎市川崎区宮本町1
	川崎区役所	川崎市川崎区東田町8
	川崎区役所大師支所仮庁舎	川崎市川崎区台町26-7
	川崎区役所田島支所仮庁舎	川崎市川崎区田島町20-23
	幸区役所	川崎市幸区戸手本町1-11-1
	幸区役所日吉出張所	川崎市幸区南加瀬1-7-17
	中原区役所	川崎市中原区小杉町3-245
横浜市	横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課	横浜市中区本町6-50-10
	鶴見区役所	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
	神奈川区役所	横浜市神奈川区広台太田町3-8
	西区役所	横浜市西区中央1-5-10
	中区役所	横浜市中区日本大通35
港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1	
事務所	ENEOS株式会社川崎事業所	川崎市川崎区扇町12番1号

(2)縦覧期間

2025年12月24日(水)から2026年1月29日(木)まで
関係自治体の施設については閉庁日・閉館日は除く

(3)縦覧時間

関係自治体の施設については各施設の開庁時間・開館時間による

2.インターネットによる縦覧

方法書は2026年2月12日(木)17時まで閲覧することができます。なお、印刷およびダウンロードはできません。

方法書

- [表紙目次](#)
- [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
- [3.1 自然的状況](#)
- [3.2 社会的状況](#)
- [第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)
- [第5章 計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- [第7章 その他環境省令で定める事項](#)
- [要約書](#)
- [あらまし](#)

法対象条例環境影響評価方法書

- [法対象条例環境影響評価方法書](#)
- [要約書](#)
- [あらまし](#)

3.意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見を日本語にてご記入の上、以下の提出方法にて意見書をお寄せください。

(1)提出方法

以下の宛先へ郵送
宛先:〒106-0041
東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー47階
ENEOS Power株式会社
発電部エンジニアリンググループ 宛

(2)提出期限

2026年2月12日(木)まで【※当日消印有効】

(3)意見書

意見書は、以下の様式をお使いください。

- [意見書様式](#)

4.住民説明会の開催

方法書の内容について、次のとおり説明会を開催いたします。

第一回	日時:2026年1月9日(金)午後6時30分から 場所:川崎市産業振興会館(1階ホール)
第二回	日時:2026年1月14日(水)午後6時30分から 場所:川崎市産業振興会館(1階ホール)
第三回	日時:2026年1月22日(木)午後6時30分から 場所:横浜市市民文化会館 関内ホール(地下1階 小ホール)

5.問い合わせ先

ENEOS Power株式会社 発電部エンジニアリンググループ
電話03-6257-7237(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時～午後5時)

【報道機関の方はこちら】

ENEOS株式会社 広報部メディアリレーショングループ
電話03-6257-7150 e-mail pr@eneos.com

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は15件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原則として原文どおり記載した。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1.事業計画

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>天然ガス火力発電所の新設に反対。地球温暖化を 1.5°C の範囲に収めるためには、化石燃料インフラの新規建設の余地はない</p> <p>貴社は、2003 年から電力小売り事業に参入し、日本各地に発電所を所有しています。その上に将来の国内における電力需要増加を見据えた電力の安定供給に貢献することを目的として新たな天然ガス火力発電所を建設するとの計画ですが、新たな CO2 排出源を増やすことは自社の「サプライチェーン全体での CO2 排出を削減する」との方針にも反するものです。しかも、配慮書に対する意見への返答で「事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策を策定した後に、環境アセスメント図書に記載します。」との見解を記しているにもかかわらず、今回の方法書においても「単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努める」と記載するのみで、具体的な排出量は算出されていません。</p> <p>IPCC 第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書は、既存の化石燃料インフラ（2018 年から）耐用期間終了までに排出する累積の CO2 総排出量を 6,600 億トン（報告書作成時点で計画されている化石燃料インフラからの累積総排出量を加えると 8,500 億トン）と予測しています。これは、同報告書において地球温暖化を 50% の確率で 1.5°C に抑えるための限度として示された CO2 の累積総排出量である 5,000 億トンを既に大きく上回っています。つまり科学的な観点から見れば、既存の化石燃料インフラであっても耐用期間の終了を待たずに廃止する必要があり、ましてや新設の余地は残されていません。</p> <p>貴社が行おうとしているのは、「新規 LNG 火力発電所の建設」という、後戻りできない化石燃料への巨額投資であり、CO2 の大規模排出源のロックインです。本計画の撤回をもとめます。</p>	<p>第 7 次エネルギー基本計画では、「S+3E の原則」のもと、火力電源は電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギーの出力変動等を補う調整力、システムの安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担うことが示されており、</p> <p>非効率な石炭火力のフェードアウトが促進される一方、将来の電力需要増加が見込まれる中において、LNG 火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、また、将来的な水素の活用や CCUS の導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されています。</p> <p>当社が事業を計画するにあたっては、様々な科学的知見を総合的に考慮し、LNG 火力は引き続き脱炭素社会への移行期における重要な選択肢であるとと考えています。</p> <p>なお、具体的な二酸化炭素排出量は、今後の環境アセスメント図書にてお示しします。</p>
2	<p>化石燃料インフラの新設は G7 合意など国際合意と矛盾する</p> <p>2023 年に開催された G7 広島サミットでは、1.5°C 目標達成に向けて「2035 年までの完全又は大宗の電力部門の脱炭素化を図る」こと、「遅くとも 2050 年までにエネルギーシステムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させる」との文書（コミュニケ）が合意されました。2033 年に稼働する予定の新規 LNG 火力発電所は、この合意に全く整合していません。</p> <p>経産省の委員会にて貴社は、LNG の脱炭素化にはさまざまなパスウェイが考え得るものの、実用化にはそれぞれ課題があり、事業者は脱炭素化技術の進展に応じカーボンニュートラルに必要な設備の実装を図って行く必要があるとの認識を示されたにもかかわらず、本計画における脱炭素化の具体策およびその実行時期は記されていません。</p> <p>ENEOS グループが脱炭素・循環型社会の実現に向けてサプライチェーン全体での CO2 排出削減を目指し、ENEOS ホールディングスが Climate Action 100+ の対象となっていることも踏まえ、これらの国際合意に対する責任を果たすことを求めます。</p>	

No.	一般の意見	事業者の見解
3	<p>CO2 排出係数が高すぎる</p> <p>本計画では、最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備を設置するとしていますが、LNG 火力以上、高効率であっても膨大な量の CO2 を排出します。</p> <p>また、LNG 火力の排出係数は、ガスコンバインドサイクルが 0.32~0.36kg-CO2/kWh 程度とされており、これエネルギー機関 (IEA) が 2023 年 9 月に「Net Zero Roadmap」【注】で示した 1.5℃シナリオで求められているの排出係数 0.186kg-CO2/kWh と比べ約 2 倍にもなり、1.5℃目標に整合しないことは明らかです。</p> <p>この発電所を設備利用率 70%で稼働させた場合、年間 150~170 万トン近くもの排出が新たに発生します。出量ほどの程度になるのか、その値がどのように貴社のカーボンニュートラル基本計画と科学的に整合することを求めます。</p> <p>【注】 IEA “Net Zero Roadmap: A Global Pathway to Keep the 1.5 °C Goal in Reach” (2023 年 https://www.iea.org/reports/net-zero-roadmap-a-global-pathway-to-keep-the-15-c-goal-in-reach)</p>	<p>本事業では、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル設備の採用により、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を、極力低減できるように検討を進めます。</p> <p>また、脱炭素化に向けた天然ガスと水素の混焼発電や CCS 等の採用について、水素や CCS 等の技術進展や経済性を踏まえて時期や内容について検討します。</p>
4	<p>LNG 火力インフラはライフサイクルで石炭火力よりも多くの温室効果ガスを排出する可能性がある</p> <p>LNG 火力は、石炭火力と比べれば燃焼時の二酸化炭素排出量が少なく、カーボンニュートラルへの「つなぎ役」として新設やリプレースが正当化されがちですが、ライフサイクルで見ると、LNG 火力インフラからの温室効果ガス漏出量は石炭火力よりも多い可能性を指摘する研究結果が示されているとします。本件を配慮書時点でも指摘しましたが、「LNG 火力が気候変動に与える影響について継続的に評価していく」と不十分な回答がなされたため [方法書 7.1-26]、継続して指摘いたします。</p> <p>ENEOS グループは、マレーシア、インドネシア、パプアニューギニアといった各国での LNG プロジェクトに参画しているだけでなく、国内の LNG 受入基地計画にも出資しています。近年、こうした LNG 火力インフラからの GHG 排出も考慮した上での排出量を策定する方向に進んでいることを踏まえれば、本計画における燃焼時の排出量が多少減少したとしても、ライフサイクル全体での排出量は増加する可能性が高いと言えます。</p> <p>また、天然ガスの主成分はメタンであり、二酸化炭素の 28~34 倍もの温室効果をもつ強力な温室効果ガスです。</p> <p>「Environmental Research Letters」誌に掲載された論文【注 1】によると、天然ガスの井戸、生産施設、パイプラインなどから少量のメタンが漏出するだけでも石炭と同程度の排出量になる可能性があります。また、2024 年に「Energy Science & Engineering」誌に掲載された別の研究【注 2】は、LNG は掘削作業によるメタン漏れが推定をはるかに上回っていることや、パイプラインによる輸送時の排出、液化・タンカーによる輸送を含めれば石炭よりもはるかに大きなエネルギーを要することなどを指摘し、20 年間の温室効果ガス排出量を比較すると LNG が石炭よりも 33%も大きいと明らかにしています。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>当社が事業を計画するにあたっては、様々な科学的知見を総合的に考慮し、LNG 火力は引き続き脱炭素社会への移行期における重要な選択肢であると考えています。</p> <p>本事業は、日本のエネルギーの安定供給という社会的な使命を果たすとともに、脱炭素化に貢献するために、最新の技術と環境配慮を導入することを前提に進めています。今後も、国内外の科学的知見や政策動向を注視し、LNG 火力が気候変動に与える影響について継続的に評価していきます。</p> <p>なお、本事業は、近隣の LNG 基地から既設パイプラインにより LNG を気化したガスを受入れる計画であり、ガス配管については確実な漏洩防止対策を実施します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
4	<p>(前ページから続き)</p> <p>こうした研究の指摘を考慮すれば、LNG 火力の利用が地球温暖化対策になるとみなすことはできません。また、世界各地ではガス採掘、パイプラインの設置などにおける環境破壊や人権侵害が大きな問題となっているだけでなく、脱化石燃料への動きも高まっています。2030 年以降に新規の LNG 火力発電所の運転を開始させるなどもっての外であり、LNG 火力はカーボンニュートラルまでのつなぎ役どころか、気候変動を悪化させている主な要因の一つであることを忘れてはいけません。</p> <p>LNG による気候変動への増長はすでに科学において十分指摘されており、今後は削減に向かうべきです。</p> <p>【注 1】 Deborah Gordon et al [2023], “Evaluating net life-cycle greenhouse gas emissions intensities from gas and coal at varying methane leakage rates,” Environmental Research Letters, Volume 18, Number 8. https://iopscience.iop.org/article/10.1088/1748-9326/ace3db</p> <p>【注 2】 Howarth RW. [2024] “The greenhouse gas footprint of liquefied natural gas (LNG) exported from the United States,” Energy Sci Eng, Volume12, Issue1112: 4843-4859. https://scijournals.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/ese3.1934</p>	<p>(前ページに掲載)</p>
5	<p>天然ガスにまつわる人権侵害・環境汚染の問題</p> <p>貴社が参加するパプア LNG 事業を含めた上流での LNG 事業の人権侵害・環境汚染の問題について配慮書時点でも指摘しましたが、本件について十分な回答が得られなかったため、継続して指摘いたします。LNG に関連する事業は全体で GHG 排出および大気汚染の問題を引き起こすだけでなく、上流で生態系破壊や人権侵害、中流で海洋汚染などを引き起こしています。例として、貴社が出資するパプア LNG 事業では、パリ協定 1.5 度目標と整合しないこと、影響を受ける先住民の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」が欠如していること、事業地域の 60 種以上が調査されたことがなく生物多様性への深刻なリスクを及ぼすことなどが指摘されており、環境団体からは貴社に対して要請書も提出されています。これらの面からも、本計画を含め、LNG の使用を減らすことが急務です。</p> <p>配慮書の際に、「上流から下流に至る人権問題や GHG 排出量 (メタン漏れの懸念も含む) を含めた環境負荷はプロジェクトによっても異なるため、国内の LNG 火力発電所で使用する LNG の産地および入手経路およびライフサイクル GHG 排出量を算出して頂きたい」と指摘しました。これについて引き続き情報公開を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Asian People's Movement on Debt and Development (APMDD) ー プレスリリース「13 の機関投資家がパプア LNG の環境・人権問題を精査」を公表 (2025 年 3 月 24 日) https://jacses.org/2637/ ・ENEOS 株主総会でネットゼロ目標年の大幅後退に批判の声～環境 NGO がパプア LNG 事業の中止も要請～ https://mekongwatch.org/PDF/pr_20250626.pdf ・パプア LNG 事業における環境・人権規範の違反と融資責任～撤退する海外銀行と執着する日本の金融機関～ https://fairfinance.jp/media/gbhnaemm/papua_lng0716.pdf 	<p>ENEOS グループは、事業活動に関連する原材料供給会社、物流会社、工事会社、販売会社等の皆様と協力しながらコンプライアンス、環境保全、人権・労働、安全衛生等の取り組みを実践し、サプライチェーン全体で社会的責任を果たしていくべきと考えています。</p> <p>お取引先の選定にあたっては国内外における人権原則の尊重、環境への配慮、品質、納期などに基づき、公平・公正に判断します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
6	<p>不確実で合理性のない水素・アンモニア燃料の導入や CCS・CCUS の活用を前提に、化石燃料インフラに投資すべきではない</p> <p>本計画では、「水素・アンモニア、CCUS 等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見性を確保しながら進めていく」[方法書 2-2] としていますが、この方針についても問題があります。</p> <p>まず、配慮書に対する横浜市長の意見では、水素混焼や CCS について時期や内容を示すよう指摘されていますが [方法書 7.1-12]、この方法書内にはその指摘が反映されていません。貴社は「準備書以降に示す」と回答されていますが、「水素の混焼発電や CCS 等の採用について検討し、発電設備の稼働に伴う排ガス中の温室効果ガスの排出削減に最大限取り組みます」などと、これら技術をあてにしていることが方法書内の多くの箇所にて読み取れます。この回答を繰り返すのであれば、横浜市長意見の指摘通り方法書時点で示すべきであったと考えます。</p> <p>貴社は日本国内での CCS・CCUS 事業計画に名を連ねていますが、実際に本計画が稼働した際の CO2 回収・貯留についての検討が行われているのか明示されていません。本計画が CCS を念頭においたものであるのであれば、CCS のための追加設備の建設計画、輸送、貯留までの実効性を踏まえた削減策を明らかにしてください。</p> <p>CCS については多くの問題が指摘されており、現実的には CO2 の 6~7 割の回収しかできていないばかりか【注 1】、年々貯留率が下がっている事業も見られます【注 2】。こうした状況も踏まえた検討を求めます。また、発電における水素・アンモニアの利用は、気候変動対策の面でも発電コストの面でも望ましくありません。</p> <p>当発電所で将来の利用を想定しているのは水素燃料だと考えられますが、現状では商用発電に利用可能な水素のほとんどは化石燃料から生成されており、水素の製造時や輸送時の温室効果ガス排出量まで含めて考慮すれば、地球温暖化対策として有効に機能するとは言えません。水素燃料は、どのように作られたのかまで含めたライフサイクル全体での削減効果について定量的に評価することができなければなりません。さらに、大規模火力発電所の需要を賄える量の水素燃料を供給できる見通しは立っていません。</p> <p>水素燃料は、他に脱炭素化の手段がない分野に優先して使うべきとされており、用途を特定したうえで、必要量、供給体制等を検討する必要があるとされています【注 3】。</p> <p>国際エネルギー機関 (IEA) が発表した 2050 年までの CO2 排出ネットゼロに向けたロードマップ「Net Zero by 2050」において、技術別の累積排出削減量として、太陽光、風力、電動車による削減への貢献度が高いことが示されています。一方で、水素や CCS・CCUS は実証段階であり、削減貢献度は低いとされています【注 4】。</p> <p>本方法書に記載された貴社の方針を改めてみると、現時点で本発電所の脱炭素化に関する具体的な計画が存在しないことを自ら認めているに等しいのではないのでしょうか。技術の実現や経済合理性等の条件が整わなかった場合の想定リスク・代替策が言及されておらず、化石燃料利用による運転が長期化する可能性を含めて説明責任が果たされていません。</p> <p>今後の方針について、改めて具体的に情報開示することを求めます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>脱炭素化に向けた天然ガスと水素の混焼発電や CCS 等の採用について、水素や CCS 等の技術進展や経済性を踏まえて時期や内容について検討いたします。</p> <p>今後の方針等につきましては、ご意見の中にもあります通り、環境影響評価準備書以降の図書にてお示しいたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
6	<p>(前ページから続き)</p> <p>【注 1】 IFFFA ” Carbon Capture and Storage” https://icefa.org/ccs</p> <p>【注 2】 IEEFA ” Gorgon shows CCS aims are built on technical uncertainty” https://icefa.org/resources/gorgon-shows-ccs-aims-are-built-technical-uncertainty</p> <p>【注 3】 IRENA “Geopolitics of the Energy Transformation: The Hydrogen Factor” (2022 年 1 月) https://www.irena.org/publications/2022/Jan/Geopolitics-of-the-Energy-Transformation-Hydrogen</p> <p>【注 4】 IEA “Net Zero Roadmap: A Global Pathway to Keep the 1.5 ° C Goal in Reach ” (2023 年 9 月) https://www.iea.org/reports/net-zero-roadmap-a-global-pathway-to-keep-the-15-c-goal-in-reach</p>	<p>(前ページに掲載)</p>
7	<p>国際司法裁判所によれば、化石燃料の生産・消費は国際法違反行為に当たる可能性がある</p> <p>国際司法裁判所 (ICJ) は、2025 年 7 月に気候変動に関する国の義務についての勧告的意見を発表しました。この中で ICJ は、国家の義務には民間事業者の活動を規制する義務が含まれ、化石燃料の生産、消費、化石燃料探査許可の付与、化石燃料補助金の提供等、国家が温室効果ガス (GHG) の排出から気候システムを保護するための適切な措置を講じないことは、国際法違反行為を構成することを明記しています。さらに、気候系への重大な損害防止義務は「すべての人 (erga omnes) の義務である」こと、この義務が国際社会全体に対して負う義務であることも確認されています。</p> <p>この ICJ の意見を踏まえれば、貴社が国内外で化石燃料事業に関わる以上、人権保護義務の水平効果により、気候系への重大な損害防止義務を負っているとなります。</p> <p>国際社会における排出事業者の責任を問う判決の一例としては、氷河湖の決壊の危険にさらされたペルーの農夫がエネルギー企業である RWE に対して提起した訴訟があげられます。2025 年 5 月、ドイツ裁判所は「被告の排出と氷河湖の決壊の危険との間の因果関係に関する原告の主張には正当な根拠がある」と判断しました。</p> <p>つまり、貴社が生じさせた排出は個別具体的な気候変動による被害と紐づけられ、世界の市民から訴訟を提起される可能性があり、国際司法の場ではその可能性が高まっています。</p> <p>既に多数の発電設備を有し、世界各地で化石燃料事業を展開している上に、排出削減目標およびそのための具体的な削減策を明確にしないまま本計画を進めることは、会社として負うべき義務を軽視していると見られかねません。訴訟リスクおよびレピュテーションリスクといった気候リスク回避の観点からも、本計画の撤回を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【プレスリリース】国際司法裁判所「気候変動に関する国家の義務についての勧告的意見」暫定和訳の公開について (2025 年 8 月 20 日) https://kikonet.org/content/38281 ・ German Court Ends Landmark Climate Case Brought By Peruvian Farmer, But Affirms Liability Potential For Major CO2 Emitters https://www.climateinthecourts.com/german-court-ends-landmark-climate-case-brought-by-peruvian-farmer-but-affirms-liability-potential-for-major-co2-emitters 	<p>ENEOS グループとしてカーボンニュートラル基本計画を策定しており、カーボンニュートラル・循環型社会の実現に挑戦する指針とロードマップを示しております。</p> <p>情勢を注視のうえ、2040 年度をめどに政府目標の 73%削減および 2050 年度までの当社排出分のカーボンニュートラル実現に向けた検討を進めてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
8	<p>環境影響評価を実施するに際しては、当然ながら現存する公害健康被害の実態を直視し実施する必要があること。川崎市市内には、いまも2万人近くの気管支ぜん息患者や（2024年度の医師会調査で19,170人）、熱中症による被害者（2025年の救急搬送者数659人）などがある。その中には死亡者も出ている。PM2.5等による、循環器系疾患の死亡も増加している。</p>	<p>本事業の実施にあたり、環境影響評価法等の関係法令に基づき環境影響評価を適切に実施し、評価結果を踏まえ、本事業に係る環境の保全について十分な配慮を行います。</p>
9	<p>今日、地球温暖化防止が世界の焦眉の課題となっている。国家目標はもちろん、国際社会が求めている産業革命前からの地球の温度上昇分「摂氏1.5度以下」と整合性が保たれる計画にすべきである。そのためには、単位発電量あたりの二酸化炭素排出量の削減だけでなく、総排出量の大幅削減が必要だ。また、「2035年までに電力部門の大半を脱炭素化する」（G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ、2022年5月）との目標を充分留意する必要がある。</p>	<p>総排出量の削減に向け、水素等の脱炭素燃料及びCCSといった火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入について、技術・サプライチェーン・制度の整備状況からあらゆる選択肢を勘案し、経済的・技術的な課題等の解決後に1.5℃目標と整合する形で可能な限り早急に導入できるよう進めます。</p> <p>また、G7プーリアサミットにおける「2035年までに電力部門の完全又は大半の脱炭素化」という共同声明を踏まえ、我が国における地球温暖化対策計画に示される2030年度、2035年度及び2040年度の削減目標の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組として、具体的な方策及び行程について可能な限り早期の確立に努め、経済的・技術的な課題等の解決後に実行に移します。</p>
10	<p>日本企業で3位のCO₂排出量を出しながら、まだ火力発電所を建設するのでしょうか。2033年に稼働とのこと、御社は2030年にはCCS開始を目指していますが、そうであればせめて、CO₂排出量を配慮事項に当然含め、何年時点で完全ゼロエミッション火力を実現するのか計画を明記すべきです。本当に無責任だと感じます。</p> <p>2050年カーボンニュートラルが必須であり、かつ、安全で安価で、運転時の資源投入が不要な再エネが技術的・コスト的に選択可能であり、蓄電池もコスト低下し、さらに慣性力を提供できる2026年に、今から火力を新設することに反対します。</p> <p>すでに多量のCO₂を派出する御社のすべきことは、出力制御を増やすことではなく、再エネの最大導入を支援することではないでしょうか。またこのようなパブコメは郵送のみ、資料ダウンロード不可といったような、異常なほどに不誠実な方法で行うべきではありません。当然のように全く顧みられることのないであろう、このような方法で、意見を伝えることしかできないことが、心底、悔しい気持ちです。</p> <p>技術的・コスト的にアテにならない、CCS、アンモニア、水素などを免罪符に、火力を増やしていくことが、本当に御社もかかざる2050カーボンニュートラル計画に本当に合致しているのか、カーボンバジェットを考えると、2050を待たず、一刻も早いカーボンニュートラルが必要です。企業としての責任を果たしていただきたいです。</p> <p>うちの子どもは2050年に30才です。本当にカーボンニュートラルは達成されて、人々は安心して過ごせるようになっていのでしょうか。累積排出量に対して大きな責任を持つ御社には、せめてこれからできることを、最大限努めていただきたいです。</p>	<p>当社が事業を計画するにあたっては、様々な科学的知見を総合的に考慮し、LNG火力は引き続き脱炭素社会への移行期における重要な選択肢であると考えており、脱炭素化に向けた天然ガスと水素の混焼発電やCCS等の採用については、水素やCCS等の技術進展や経済性を踏まえて時期や内容について検討いたします。</p> <p>今後の方針等につきましては、環境影響評価準備書以降の図書にてお示しいたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
11	<p>煙突の地上高さは80mを計画しているが、隣接する川崎天然ガス発電所1・2号機の煙突は102mであり、また今回の扇町火力発電所の設置計画では、川崎天然ガスが一度計画していた発電所3号機の建設計画予定地と全く同じ場所、しかも同じENEOSの敷地内なのだから、煙突高は102mであって一向に構わない。「高煙突拡散方式」は必ずしも良しとしないが、煙突が高くなれば着地濃度はその分低下する。脱硝装置の設置により窒素酸化物の排出がゼロになるのなら別だが、煙突高については充分検討してもらいたい。建設費用の増加と人の健康・環境の、どちらを優先するかが問われる。</p>	<p>配慮書において周辺大気環境並びに眺望景観への影響を比較検討し、特殊気象条件下の1時間値予測の結果も踏まえ、いずれの煙突高さの案(A案:100m、B案:80m)も将来予測濃度は短期暴露の指針値を下回っており、煙突高さが低いほど眺望景観への影響が小さいことから、本事業の煙突高さはB案(80m)としました。</p> <p>なお、窒素酸化物の短期的評価(1時間値)については、方法書でも実施しましたが、環境影響評価準備書の段階では現地での気象観測データを用いて予測、評価します。</p>
12	<p>化石燃料の消費の減少が、世界的に求められているなか、企業として「国の主電源」である自然・再生エネルギーの生産に最大限努めてもらいたい。現状は余りに、東京湾沿岸に化石燃料の火力発電所が密集し過ぎているのではないかと思う。</p>	<p>第7次エネルギー基本計画では、「S+3Eの原則」のもと、火力電源は電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギーの出力変動等を補う調整力、システムの安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担うことが示されております。</p> <p>非効率な石炭火力のフェードアウトが促進される一方、将来の電力需要増加が見込まれる中において、LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、また、将来的な水素の活用やCCUSの導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されています。</p> <p>当社が事業を計画するにあたっては、様々な科学的知見を総合的に考慮し、LNG火力は引き続き脱炭素社会への移行期における重要な選択肢であると考えています。</p> <p>なお、電力広域的運営推進機関が公表した、2034年度までの電力需要の見通しでは、東京エリアの電力需要が増加する想定となっていることから、東京エリアにて本事業を計画しております。</p>

2.大気環境

No.	一般の意見	事業者の見解
13	<p>二酸化窒素濃度の目標下限値を満たしていない地点への天然ガス火力新設は、大気汚染を悪化させる</p> <p>本事業は川崎市長意見[方法書 7.1-15]において、「川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないことから、燃焼条件等の検討の際には窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた対象計画を策定すること。」と指摘されています。</p> <p>貴社はこれに対し「事業の実施に当たり、窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り、優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた事業計画を策定します。」という回答にとどめており、具体的にどのような改善策を設けるのかは不明なままです。</p> <p>NO₂濃度がすでに対策目標値の基準を満たしていない地点でさらなる火力発電所を建てることは、地元の大気汚染を悪化させ、地域住民の健康を損なう可能性があります。この地域で複数の火力発電所が近接していることによる大気汚染への影響は、横浜市長意見でも懸念されているとおりです。当地点において火力発電所を建設するべきではありません。本計画は撤回されるべきです。</p>	<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、二酸化窒素の対策目標値として、1時間値の1日平均値を「0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」と定めております。対象事業実施区域周辺の測定結果では、一部で0.04ppmの超過は確認できるものの、対策目標値には適合していると理解しております。</p> <p>低NO_x燃焼器の採用及び排煙脱硝装置を設置してNO_xの排出抑制に配慮します。</p>
14	<p>窒素酸化物の影響評価にあたっては、環境保全水準としての川崎市の環境目標値である（日平均値0.02ppm以下）を尊重すること。また新設されるガスタービン・コンバインドサイクル発電設備の設置場所は、隣接する川崎天然ガス発電所1・2号機の煙突による影響も含め、単独で拡散計算をするのではなく複合して実施すること。同じ扇町にあるJR火力ほかの発電所排出ガスの影響も、バックグラウンドとみなすにはその存在は大きすぎる。</p>	<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、二酸化窒素の対策目標値として、1時間値の1日平均値を「0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」と定めております。対象事業実施区域周辺の測定結果では、一部で0.04ppmの超過は確認できるものの、対策目標値には適合していると理解しておりますが、川崎市の環境目標値を踏まえて、燃焼条件等の検討の際には窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を策定します。</p> <p>近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測については、環境影響評価準備書において可能な限り明らかにします。</p>
15	<p>天然ガスの燃焼からは、浮遊粉じんの発生はないとしているが、窒素酸化物が発生される以上光化学オキシダントやPM_{2.5}が生成される原因となる。とりわけ人体に深刻な影響をもたらすPM_{2.5}対策に万全を期すこと。そもそも、二酸化窒素の環境基準は財界・大企業のごり押しで改悪されたものであり、PM_{2.5}のそれも甘いことから、国の「基準環境達成」しているからと云って、対策に手抜きがあってはならない。人体への影響を考えると、環境基準や目標値の評価では、短期的評価（1時間値）が特に重要である。</p>	<p>低NO_x燃焼器の採用及び排煙脱硝装置を設置することで、NO_xの排出抑制に最大限配慮します。</p> <p>なお、窒素酸化物の短期的評価（1時間値）については、方法書でも実施しましたが、環境影響評価準備書の段階では現地での気象観測データを用いて予測、評価します。</p>